

【2023年9月4日更新】都道府県域における「こども食堂間の交流機会創出業務」委託先の公募に関するQ&A

質問	回答	詳細の記載箇所
(改定) 1 市町村域のこども食堂ネットワークです。「都道府県域を対象とする地域ネットワーク」が公募対象とのことですが、私たちが申請主体となって都道府県域を対象とした事業を実施する場合は対象にならないのでしょうか。	(改定前) 対象になりません。 今回の公募対象は「都道府県単位で活動する、複数の子ども食堂が参加する地域ネットワーク団体であること」となっておりますので、都道府県域のネットワークへご相談のうえ、都道府県域のネットワークを申請主体として協働で企画申請をされることをおすすめいたします。 (改定後) 公募開始当初、より広域での交流を促進するため「都道府県域のネットワーク」を原則として公募対象としておりましたが、説明会や個別相談で幅広く地域の実情やご意見をうかがいました結果、市区町村域、圏域のネットワークからの申請について、状況に応じて申請資格を持つものとして対応をさせていただきます。詳しくは、個別相談にてお打合せをさせていただきます。	公募要項 3 資格要件
2 提案内容を実施するにあたり、業務の一部または全部をネットワークの参加団体や外部の事業者へ再委託することは可能でしょうか。	本委託業務を実施するにあたり、受託者は業務の一部を外部へ再委託することができます。申請時に、企画提案書へ再委託内容ならびに再委託先を、見積書へ再委託必要費用について明記してください。 ※業務の全部を外部へ再委託することはできません。 再委託を行う場合、事業開始後再委託の契約を行ったのち、再委託の契約書について速やかにむすびえへのご提出をお願いします。	仕様書 5 その他留意事項 (1)実施体制 (2)委託費の執行について
3 交流の場に参加するこども食堂への謝金や交通費を、委託費から支出することは可能ですか？	本事業委託費の用途について、事業目的の達成のために使用されるものであれば制限はありません。 各ネットワーク団体の規程に添った単価や上限のもとで執行してください。	公募要項 1 業務の概要 (5)見積限度額 仕様書 5 その他留意事項 (2)委託費の執行について (5)委託料に含まれる経費
4 企画の内容について、こども食堂のみが参加可能な交流会とするのではなく、地元の企業や大学、行政などを招いた拡大交流会としての実施も対象になるでしょうか。	こども食堂間の交流が促進されるという事業目的に合致していれば、こども食堂以外のどなたが参加する企画であっても対象となります。	仕様書 4 業務内容
5 委託費の使用について、謝金の単価や会場費の上限など制約はありますか。	本事業委託費の用途について、事業目的の達成のために使用されるものであれば制限はありません。 各ネットワーク団体の規程に添った単価や上限のもとで執行してください。	公募要項 1 業務の概要 (5)見積限度額 仕様書 5 その他留意事項 (5)委託料に含まれる経費
6 交流会の開催をオンラインで配信するために、委託費の中からパソコンを購入したいです。本委託事業が終わったあとすぐに廃棄するのではなく、2024年4月以降はネットワークの事務局で使用したいと思いますが、購入してもいいのでしょうか。	事業目的の達成のために使用されるものであれば購入は可能です。 本委託事業を通じて取得した資産については、受託者の責任のもと、取得、廃棄、寄託等を行ってください。 申請時に提出いただく見積書の受領後、また受託決定後の契約締結時の2回において、支出内容についてお尋ねをさせていただく場合がございます。 また、本事業を通じて受託者が取得した備品(10万円以上)のその後の活用について、委託期間の終了後10年間、むすびえからその用途について確認のご連絡をさせていただく場合があります。	公募要項 1 業務の概要 (5)見積限度額 仕様書 5 その他留意事項 (2)委託費の執行について
7 申請のための企画提案書を作成する人件費や提案書の印刷費なども、委託費の中にも含めることはできますか。	申請のための費用を委託費へ含めることはできません。 委託費に含むことのできる経費は「委託事業の実施にかかる一式」となりますので、委託事業の開始まで(委託契約の締結前)に発生する費用については、申請者によって自己負担としていただくようお願いいたします。	公募要項 1 業務の概要 (3)委託期間 (5)見積限度額 仕様書 5 その他留意事項 (5)委託料に含まれる経費
8 委託事業の実施にあたり、自己資金の準備は必要ですか。	委託上限額(50万円)の範囲内にて事業を実施される場合は、自己資金の拠出は不要です。 事業を実施する中で委託上限額を超えて費用を要する必要がある場合、自己資金の支出前に必ずむすびえまでご相談ください。	仕様書 5 その他留意事項 (5)委託料に含まれる経費
9 県域をこえて地域のこども食堂に参加してもらうことは可能ですか。	可能です。県境に暮らす子どもへの支援等も含め、近隣県どうしの連携構築へ取り組まれることについては歓迎いたします。 一申請事業あたりの委託費上限は50万円となるため、2都道府県以上での実施について50万円を超える申請を希望される場合は、二つの事業にわけて申請してください。	仕様書 4 業務内容
10 この委託事業を使って、むすびえが提供するMSCワークショップや防災ワークショップを開催することは可能でしょうか。	各補助制度と、本委託事業との合算はできません。 お問い合わせの各テーマでの交流企画実施を検討されている場合は、むすびえ内で別の補助制度を設けております。別途担当者へおつなぎ致しますので、申請をご検討ください。	仕様書 4 業務内容 (1)企画立案
(新規) 11 ひとつの都道府県から複数のネットワークが別々に申請することは可能ですか。	都道府県域の交流を促進する事業であれば、同一の都道府県から複数のネットワークより申請いただくことは可能です。	—
(新規) 12 ひとつのネットワークから複数の企画提案をすることは可能ですか。	同一ネットワークより複数企画を申請いただくことは可能です。ただし、複数企画の企画をすべて採択することはできません。採択の場合は、一団体あたり1企画かつ上限50万円までとなります。	—